



29東経企発第11号

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例
見守り・検証会議

会長 西村 弥 様

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例第2条の
規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

平成29年6月22日

東村山市長 渡 部 尚

記

1 諮問事項

平成28年度に東村山市が実施した協働事業が「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条に定める協働の原則に則って行われたかについて

2 諮問の趣旨

平成26年4月より施行された「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第3条では、自治を進める基本原則として、情報共有、市民参加、協働を定めており、市はこの原則に沿ってまちづくりを進めることとしています。

このことについて、貴会議に対し、平成28年度において市が実施した協働事業が、この基本原則の中でも協働の原則に則した適切かつ効果的な取り組みによって実施されたかについて意見を求めたく、ここに諮問いたします。

以上